

監査委員公表第531号

平成24年3月30日付け監査第1038号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事、大分県教育委員会委員長及び大分県公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成24年7月17日

大分県監査委員 米 濱 光 郎  
 大分県監査委員 姫 野 邦 子  
 大分県監査委員 麻 生 栄 作  
 大分県監査委員 首 藤 隆 憲

1 指摘事項についての措置状況

| 監査対象機関         | 監査実施日                                    | 監査結果の指摘事項及びその措置状況   |
|----------------|--|---|
| (総務部)          |  |   |
| 東部振興局日出水利耕地事務所 | 平成23年9月8日から平成23年9月9日まで<br>平成23年9月16日     | <p>指摘事項</p> <p>消防用設備等点検報告書において、点検結果が不良とされていた設備について、特に理由もなく長期にわたり放置し修繕等の措置を講じていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>定期監査で指摘された設備不良箇所については、定期監査終了後に修繕した。</p> <p>今後、消防用設備をはじめ各種設備の不備・不良については、報告があり次第、予算措置のうえ速やかに修繕等の必要な措置を講ずる。</p>   |
| 公文書館           | 平成23年12月14日から平成23年12月15日まで<br>平成24年1月12日 | <p>指摘事項</p> <p>緊急雇用創出事業に係る委託契約について、国の緊急雇用創出事業実施要領に定められている委託金額の確定や委託料の過払金の返還に関する規定を委託契約書に定めていないほか、業務に要した人件費、事務費等の明細や失業者であることを確認する書類等が委託契約書のつとらずに実績報告書に添付されていないため、過払金返還の要否について確認できないなど適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後は、監査対象期間後の平成23年11月に発出された国の通知等に基づき、原則として委託金額の確定や委託料の過払金の返還などの精算条項を設けた概算契約により締結することとする。</p> <p>人件費等の明細や失業者であることを確認する書類については、委託契約書に定められたとおり添付し、適正な事業執行に努める</p> |
| (福祉保健部)        |  |   |
| 二豊学園           | 平成23年10月26日<br>平成23年11月17日               | <p>指摘事項</p> <p>学科指導・舎監等の業務を行う者、栄養士及び</p>  |

|                |  |   |
|----------------|--|---|
|                |  | <p>看護師などの非常勤職員、臨時職員等に係る報酬、賃金及び報償費について、毎月資金前渡の方法により支払っているが、平成23年3月就労分に係る資金前渡精算書に添付されている領収書に領収年月日の記載及び領収印が全くないことが認められた。</p> <p>措置状況<br/>領収書を徴収するなど、必要な事務処理を行うとともに、このようなことが二度と発生しないよう、関係職員に対し厳重に注意した。<br/>今後は、機会あるごとに適正な事務処理のついて注意喚起するとともに、係る経費の支払については、口座振替の方法に変更することにより、適切な事務処理に努めていく。</p> |
| こども・女性相談支援センター | 平成23年9月14日<br>平成23年10月13日                | <p>指摘事項<br/>通勤費用弁償日額の支給対象となる非常勤職員については、所属長は通勤届によりその事実を確認し、支給する通勤費用弁償日額を決定しなければならない。<br/>しかしながら、当該職員から提出を受けた通勤届について、所属長が確認を行っていないにもかかわらず、日額を決定し支給していた事例が認められた。</p> <p>措置状況<br/>指摘のあったものについて、決裁手続を行った。今後は、経験の浅い担当者任せにせず、副任及び課長からのチェックが行き届くよう職場内のチェック体制の向上に努める。</p>                          |
| (教育庁及び教育機関)    |  |   |
| 別府教育事務所        | 平成23年9月6日から<br>平成23年9月7日まで<br>平成23年9月16日 | <p>指摘事項<br/>県費負担教職員が公務旅行に使用するため届け出ている自家用車について、自動車検査証等が失効しているにもかかわらず、当該車両を公務旅行の運行に供して旅費を支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況<br/>今回の監査を受けた後、直ちに、今一度関係書類の確認を行うように周知徹底を行った。今後も事務に遺漏のないよう指導を行っていく。</p>   |
| 日出場谷高等学校       | 平成23年11月29日<br>平成23年12月20日               | <p>指摘事項<br/>体育館等に設置の屋内消火栓箱から教員がホース等を取り外してプール清掃に使用したうえ、当該ホース等が所在不明となり新たに消火栓ホース等を購入している事例が認められた。また、校舎の地下に設置の自動火災報知器が結露による断線のため不良との消防設備点検報告を受けていな</p>  |

|           |                          |  |
|-----------|--------------------------|--|
|           |                          | <p>ら、1年以上もの間修理を行うことなく、修理するまでの間は火災報知器が誤作動を頻発するとの理由により、点検業者に依頼して当該配線を取り外していたなど、適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況<br/>指摘された消防設備は、すべて修理等も完了し、現在は正常な状態にある。教職員への指導・監督が不十分であり、機器の不具合への認識・対応が甘かったことを大いに反省している。該当職員へ指導するとともに、全教職員へも、学校の安全面等全てにおいて報告・連絡・相談・確認の徹底を指導した。<br/>今後は、このような事態がないよう、迅速かつ万全な管理、執行に努める。</p>   |
| 別府鶴見丘高等学校 | 平成24年1月11日<br>平成24年1月25日 | <p>指摘事項<br/>日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金について、長年にわたり卒業までの4年間分を入学時に保護者から一括徴収のうえ教頭名義の口座に入金しているほか、毎年、各年次分のみ県に納入していた結果、最終的に卒業年次まで県の歳入に収納されない状況が生じている事例が認められた。</p> <p>措置状況<br/>平成24年度の在校生については、24年度分の掛金を監査後の平成24年1月30日に一旦返金し、新年度にあらためて徴収することとした。<br/>今後は、当該年度に必要な金額のみ徴収し、適切な収納事務を行うとともに、校内のチェック体制を強化する。</p> |
| 玖珠農業高等学校  | 平成23年10月25日              | <p>指摘事項<br/>体育館東側階段防水工事において、契約金額を増額する必要が生じたにもかかわらず設計変更を行わず、この増額分については、当該工事契約で履行済の箇所を別途の修繕として契約を行い支出するといった適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況<br/>今後はこのようなことがないよう、設計担当課や予算主務課等の関係各課と十分協議し、適切な会計処理に努める。</p>   |
| 竹田支援学校    | 平成23年11月30日              | <p>指摘事項<br/>物品購入契約において、年度末に納入された物品を納入日より前の日付で検査を行っているほか、一部の物品が翌年度納入となっていたり、取引業者への代金の支払が重複し過払となった金額を、年度の別途契約で相殺しているなどの事例が認められた。</p>   |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>措置状況</p> <p>大分県契約事務規則第15条に定める、納入物品等の検査員について、その職務の重さを再認識するとともに、購入物品の単価の高低にかかわらず、1個1個の納品について検査員が確実に検品することを徹底する。</p> <p>また、該当年度に支出すべき経費を他の年度において支出すべきではないとする、会計年度独立の原則を厳格に順守することを徹底する。</p> |
|--|--|--|

|        |                           |   |
|--------|---------------------------|---|
| (警察本部) |                           |   |
| 別府警察署  | 平成23年12月22日<br>平成24年1月24日 | <p>指摘事項</p> <p>公用車の交通事故により多額の損害が発生し、廃車する事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>公用車の交通事故防止について、日頃から朝礼・例会その他あらゆる機会を捉え、署員に対する指導教養を実施している。</p> <p>本件事故発生を受けて、事故当事者に対しては、即日、10日間の公用車運転停止措置を講じた上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警務部参事官による招致指導</li> <li>・教養課による運転技能診断</li> <li>・運転同乗指導等の安全運転教育訓練</li> <li>・副署長による口頭指導(事故が惹起した損害の重大性について認識させる)</li> </ul> <p>により、再発防止の徹底を図った。</p> <p>また、全署員に対しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正された警察車両運転技能検定制度に基づく運転に関する基礎知識及び緊急自動車に関する法令知識等の教養</li> <li>・事故発生直後の朝礼時、副署長による本件事例を挙げての公用車事故防止教養と指導</li> <li>・毎朝礼及び例会時における副署長指示</li> <li>・係ごとの小集団活動の実施</li> <li>・各級指導者による公用車の同乗指導</li> <li>・可搬型運転操作検査機(ミニぶんご)活用による運転適正判断</li> </ul> <p>等を行い、この種の事故絶滅を図った。</p> <p>今後も、上記教養等を反復継続するとともに、年代・階級・係・性別等、被教養対象層を絞り込むことにより、実行の上がる交通安全意識高揚方を推進し、公用車の交通事故再発防止に向け、全署員を挙げて取り組んでいく。</p> |

2 注意事項についての措置状況

| 監査対象機関 | 監査実施日        | 監査結果の注意事項及びその措置状況 |
|--------|--------------|-------------------|
| (総務部)  |              |                   |
| 総務事務セン | 平成24年1月31日から | 注意事項              |

|                |   |   |
|----------------|---|---|
| ター             | 平成24年2月2日まで                                   | <p>自動車等使用者に係る通勤手当について、通勤経路の認定を誤ったことにより過大な手当額が支給されている事例が認められた。</p> <p>措置状況<br/>認定誤りに伴う通勤手当は適正に処理し、差額は返納された。<br/>今後とも、本人から提出される通勤経路図と、総務事務センターで調査した最短経路図を厳密に照合し、再発防止に努める。</p>               |
| 東部振興局日出水利耕地事務所 | 平成23年9月8日から<br>平成23年9月9日まで<br>平成23年9月16日      | <p>注意事項<br/>公用車の交通事故により損害の発生している事例が認められた。</p> <p>措置状況<br/>各種会議や研修の場において、職員に対して、交通安全意識や事故防止に関する認識を、なお一層深めるよう指導することにより、事故の再発防止に努める。</p>   |
| 公文書館           | 平成23年12月14日から<br>平成23年12月15日まで<br>平成24年1月12日  | <p>注意事項<br/>ガス燻蒸消毒業務などの委託契約について、支出負担行為に係る履行の完了及び完了検査が年度内に行われていないほか、成果品の引渡し前に委託料を全額支払っている事例などが認められた。</p> <p>措置状況<br/>今後は、委託業務内容を確認のうえ、適正な事務執行に努める。</p>                                     |
| (企画振興部)        |   |   |
| 大阪事務所          | 平成23年11月16日から<br>平成23年11月17日まで<br>平成23年11月17日 | <p>注意事項<br/>平成23年度における非常勤職員に係る報酬の支払について、就労調書と出勤簿の就労日が相違している事例が認められた。</p> <p>措置状況<br/>非常勤職員の報酬の支払について、入力担当者は、出勤簿と就労調書の出勤日の確認を行うよう机上に注意書を貼付し、出勤簿の原本を添付して決裁を受けることとし、このような自体が発生しないよう対処した。</p> |
| (福祉保健部)        |   |   |
| 東部保健所          | 平成23年9月8日から<br>平成23年9月9日まで                    | <p>注意事項<br/>公用車の交通事故により損害の発生している事</p>   |

|                |   |  |
|----------------|---|--|
|                | 平成23年 9月16日                                   | <p>例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>東部保健所地域福祉室長から、事故当事者である職員に安全運転の励行を指導し、地域福祉室の全職員に対して交通事故防止の注意喚起を行うとともに、執務室内及び公用車内に安全運転のポイントのチラシの掲示などを行い、交通安全意識の喚起と事故防止を図った。</p> <p>また、保健所としても、所内会議等で安全運転の指導徹底を図るとともに、職場研修として外部講師による交通安全講習会を開催し、さらに交通安全啓発のDVD研修も実施して、交通法規の遵守、安全運転の励行を指導している。</p> <p>今後もあらゆる機会をとらえ、職員に対して交通安全意識の高揚と交通事故の再発防止を図っていく。</p> |
| 中部保健所<br>由布保健部 | 平成23年 9月13日<br>平成23年 9月30日                    | <p>注意事項</p> <p>現金収納事務において、手数料等として領収した現金の金融機関への払込みが遅延している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>現金収納分については、当日もしくは翌日に金融機関に払込みを行う。また、現金収納があった場合は、事務所の金庫に保管する際に、職員間で金額と払込処理の必要があることを確認する。</p>  |
| 南部保健所          | 平成23年 9月16日<br>平成23年 9月30日                    | <p>注意事項</p> <p>公用車の交通事故により損害の発生している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>全職員を対象に、警察官による交通安全講習を行った。また、所内会議などあらゆる機会を通じて、職員に交通安全意識の徹底を図った。</p>   |
| 豊肥保健所          | 平成23年10月 5日から<br>平成23年10月 6日まで<br>平成23年10月19日 | <p>注意事項</p> <p>公用車の交通事故により損害の発生している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>交通事故に関しては、速やかに事故報告を行い、適切に修繕を行うとともに、職員に安全運転の励行を指導した。</p> <p>また、運転操作のミスと公用車駐車場が狭いこ</p>   |

|       |   |  |
|-------|---|--|
|       |   | <p>とによる事故であることから、公用車の駐車場所の変更等により、駐車スペースを広くすることで、操作ミスが起きない環境整備を行った。</p> <p>職員の安全意識の向上と交通事故防止の徹底については、交通安全講習会への参加、毎月2回の企画会議を通じての周知、所内研修会における講話などにより徹底している。</p>   |
| 西部保健所 | 平成23年10月12日から<br>平成23年10月14日まで<br>平成23年10月25日 | <p>注意事項①</p> <p>生活保護法による医療補助（精神科）の業務委託医に係る報償費について、当該支払が著しく遅延している事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>生活保護担当から経理担当への業務完了の連絡がないことが原因であることから、委託業務が終了した際に供覧する日誌の供覧欄に経理担当欄を設け、業務が完了したことを経理担当が了知しうるようにした。</p> <p>注意事項②</p> <p>生活保護費の返納処理について、町からの資金前渡精算報告を受ける前に返納決議書を起票していたため、返納通知書の発行に返納決議書の起票から1か月以上要している事例が過年度から認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>町から資金前途精算報告を受けた時に返納決議書を起票するよう処理を改め、起票から発行まで期間が空かないようにする。</p> <p>注意事項③</p> <p>公用車の交通事故により損害の発生している事例が認められた。</p> <p>措置状況③</p> <p>室・課長会議において、全職員に対して交通安全への注意喚起を行った。</p> <p>当事者には、事故発生時に所属長から厳重に注意し、また、人事課からの処分結果通知の際、所属長訓辞を行った。</p> <p>今後とも、職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故の再発防止に努めていく。</p> |
| 北部保健所 | 平成23年9月1日から<br>平成23年9月2日まで                    | <p>注意事項</p> <p>公用車の交通事故により損害の発生している事</p>   |

|                    |                            |  |
|--------------------|----------------------------|--|
|                    | 平成23年 9月14日                | <p>例が認められた。</p> <p>措置状況<br/>交通安全については、これまでも機会あるごとに注意を喚起してきたところであるが、改めて所内会議において、交通法規の遵守と交通事故防止の徹底を指示した。</p> <p>また、地区安全衛生協議会主催の交通安全教室や、保健所単独開催の交通安全講習会には、業務の都合により出席できない者を除く全職員を参加させるなど、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故の再発防止に努めている。</p>   |
| 二豊学園               | 平成23年10月26日<br>平成23年11月17日 | <p>注意事項①<br/>公用車の交通事故により損害の発生している事例が認められた。</p> <p>措置状況①<br/>事故発生後、全職員に対して改めて安全運転の励行を指導した。今後とも、職員会議など機会あるごとに交通安全について指導し、交通安全意識の高揚を図っていく。</p> <p>また、警察に依頼して職員対象の交通安全研修会を開催することなどにより、交通事故の再発防止に努める。</p> <p>注意事項②<br/>公務旅行における自家用車使用について、登録を受けた事項に変更が生じているにもかかわらず、登録変更を行うことなく使用を承認している事例が認められた。</p> <p>措置状況②<br/>登録事項に変更が生じていたものについては、必要な登録変更を行った。今後は、登録変更が必要であることを改めて職員に周知するとともに、登録事項の変更が生じる時期に、個別に登録変更を行うよう指導を行い、登録内容の適正化を図っていく。</p> |
| こども・女性<br>相談支援センター | 平成23年 9月14日<br>平成23年10月13日 | <p>注意事項①<br/>臨時職員等の雇用保険料に係る被保険者負担分について、金額を計算する際に保険料率を誤るなどしていた事例が認められた。</p> <p>措置状況①<br/>臨時職員等の雇用保険料被保険者負担分の再計</p>  |



|         |           |   |
|---------|-----------|---|
|         |           | <p>算を行い、調整を完了した。<br/>     今後は、担当者任せにせず、副任及び課長のチェックが行き届くよう、職場内のチェック体制の向上に努める。</p> <p>注意事項②<br/>     長期臨時職員の時間外勤務手当について、支給額を誤っている事例が認められた。</p> <p>措置状況②<br/>     正しい計算方法に基づき再計算を行い、支給不足となった分について追加支給を行った。今後は、正しい計算方法を事務引継の中で書類に残し注意する。</p> <p>注意事項③<br/>     資金前渡により支払をした切手購入代が精算されておらず、会計規則に定められた日数を大幅に超過している事例が認められた。</p> <p>措置状況③<br/>     領収書に基づき、直ちに資金前途精算を行った。今後は、会計規則に定められた日数内に精算を行うよう、指導を徹底する。</p> <p>注意事項④<br/>     冷暖房設備保守管理業務委託等（長期継続契約）において、競争入札を行うべきところ、随意契約としている事例が認められた</p> <p>措置状況④<br/>     現在の契約期間が終了した後の契約から、契約期間全体の金額により契約方法を判断する。</p> <p>注意事項⑤<br/>     資金前渡精算に係る返納通知書の発行において、公印使用承認手続を行わずに公印を使用している事例が認められた。</p> <p>措置状況⑤<br/>     今後は、必ず所定の公印使用承認手続を経た後に公印押印するよう指導を徹底する。</p> |
| (生活環境部) |           |   |
| 食肉衛生検査所 | 平成24年2月1日 | <p>注意事項①<br/>     平成22年度及び平成23年度の随意契約による各種業務委託契約について、予定価格を定めていな</p>   |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>い事例が認められた。</p> <p>措置状況①<br/>     予定価格の確認を行う等とともに、負担行為決議書起票時は必ず記録を行う。</p> <p>注意事項②<br/>     庁舎清掃等業務委託契約において、清掃対象施設に関して施行伺の内容と委託契約が相違するとともに、事業の実施を確認するための業務日誌の監督員欄に、権限のない事務担当者が押印するなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況②<br/>     施行伺いでは、生体検査室及び病蓄棟等を「その他付属施設」として誤って記載しており、正しくは「その他施設」である。翌年度の業務委託では、「その他付属施設」と「その他施設」とを区分して、正しく記載した。<br/>     また、「公社の生体検査室及び病蓄棟等」において、と蓄検査や病蓄検査を行う政令等の根拠を再確認し、職員検査時の処理物等の清掃について、公社と再確認を行い文書の整備を行った。<br/>     監督員の押印については、監査終了後、速やかに副の監督員での確認を行っている。</p> |
| (農林水産部)  |  |   |
| <p>農林水産研究<br/>         指導センター<br/>         農業研究部</p> | <p>平成24年1月23日から<br/>         平成24年1月24日まで<br/>         平成24年2月2日</p> | <p>注意事項①<br/>         平成22年度消防用設備保守点検業務委託において、検査調書作成に代える点検結果報告書の回覧決裁をしないまま、委託料を支払っている事例が認められた。</p> <p>措置状況①<br/>         今後、検査に代わるべき報告書の供覧については、遺漏のないように注意するとともに周知徹底を図る。</p> <p>注意事項②<br/>         県有財産について、庁舎の耐震補強工事が実施されているにもかかわらず、変動報告が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況②<br/>         豊後大野土木事務所に当時の工事関係書類の調査依頼を行い、県有財産台帳価格を算定した。変動報告については、平成24年4月末までに県有</p>  |

|                           |   |  |
|---------------------------|---|--|
|                           |   | <p>財産システムにて行う。</p> <p>今後、県有財産の随時変動については、遺漏のないように注意するとともに周知徹底を図る。</p>   |
| 農林水産研究<br>指導センター<br>畜産研究部 | 平成23年11月8日から<br>平成23年11月9日まで<br>平成23年11月17日   | <p>注意事項①</p> <p>農協等との種子牛や肉畜等の売買契約について、農協が売却代金から控除する手数料等は繰替払により県費で補填しなければならないが、当該手数料等について契約書に明記等していない事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>監査後、契約相手から手数料等一覧表を提出させ確認を行った。</p> <p>来年度からは、年度当初に締結する契約書に手数料等を明記し、繰替払の金額が正しいものか分かるようにする。</p> <p>注意事項②</p> <p>大手町駐車場プリペイドカード及び ETC カードの使用について、保管責任者の押印がないほか、交付したカードの返納が遅延している事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>保管責任者により、大手町プリペイドカード及び ETC カードの保管状況を確認し押印を行った。</p> <p>また、今後は使用者への交付及び返納時に、保管責任者の押印を徹底し、使用者からあらかじめ使用日と返納日を聞き取り交付を行うとともに、返納が遅延しないよう指導を行い、今後このようなことが起きないように適正な事務処理に努める。</p> |
| 農林水産研究<br>指導センター<br>水産研究部 | 平成23年11月15日から<br>平成23年11月16日まで<br>平成23年11月25日 | <p>注意事項</p> <p>県有財産について、庁舎の耐震補強工事が実施されているにもかかわらず、変動報告が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>平成24年3月に変動報告を行った。今後このようなことを起こさないよう十分注意する。</p>  |
| 農業大学校                     | 平成24年1月11日<br>平成24年1月19日                      | <p>注意事項①</p> <p>研修受講料について、納入通知書により納入させるべきところを現金により納入させるとともに、納入が研修の開始後となっているなどの事例が認められた。</p>  |

|             |  |   |
|-------------|--|---|
|             |  | <p>措置状況①<br/> 研修受講料については、納入通知書を発行し納入するよう徹底する。併せて、研修要項等に納期限を明確に示すとともに、納期限内納入となるよう努める。</p> <p>注意事項②<br/> 大分県立農業大学校農場管理業務委託について、一者随意契約としているが、その理由が妥当性を欠いているほか、委託業務の内容が具体性を欠いている事例が認められた。</p> <p>措置状況②<br/> 一者随意契約の理由を、豊肥地域に農作業を請け負える団体が他にないという点から、「農作業補助業務は、農作業経験のある者が適しており、当大学校の各種の業務を年度を通して担う人材の確保は、豊肥地区には、農作業を請け負える団体がシルバー人材センター以外ないため。」と改めることとした。<br/> 併せて、委託業務の内容を具体的にするため、仕様書の中に、「作業の詳細については、各月ごと、前月末までに業務委託予定表で指示」の項目を付け加えることとした。</p> <p>注意事項③<br/> 庁舎の使用について、行政財産の目的外使用を許可することなく農業大学校後援会に執務室の一部を使用させるとともに、庁舎使用料等も徴収していない事例が認められた。</p> <p>措置状況③<br/> 監査後、早急に許可の手続きを行い平成24年2月1日付けで許可した。県有財産経営室との協議の結果、農業大学校後援会から、事業内容の給食事務に当たる75.1%を除く、24.9%について使用料を徴収することにした。併せて、庁舎管理費についても24.9%を徴収することにした。</p> |
| (教育庁及び教育機関) |  |   |
| 中津教育事務所     | 平成23年9月6日から<br>平成23年9月7日まで<br>平成23年9月14日 | <p>注意事項<br/> 年度末や年度当初において特に必要と認められない事務用品について、年度末に購入するなど、不適切な予算執行の事例が認められた。</p>  |

|            |   |  |
|------------|---|--|
|            |   | <p>措置状況</p> <p>事務用品の発注について、年度末・年度初めに特に必要と認められるものの精査が十分に行われておらず、事務所内でのチェックも不十分であった。発注段階において、必要と思われる事務用品の精査を十分に行うとともに、内部チェック機能を徹底し、適正な予算執行に努める。</p>  |
| 教育センター     | 平成24年1月12日                                | <p>注意事項</p> <p>消防用設備等保守管理委託契約について、契約書の規定と異なる時期に委託料を支払っている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>定期点検及び維持管理を業務内容とする長期継続契約として毎月支払を行っていたが、契約書には、年2回の定期検査完了後、検査に合格した時に支払うことと規定していた。</p> <p>「維持管理業務について、業者から毎月書面により提出される業務結果報告書に基づき検査を実施する」という内容の変更契約を締結した。長期継続契約に合致した規定とし、検査及び支払を適正に行うこととした。</p> |
| 歴史博物館      | 平成23年10月18日<br>平成23年10月31日                | <p>注意事項</p> <p>公用車の交通事故により損害の発生している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>事故発生後、全職員を招集し事故の経過説明を行い、交通法規の遵守と交通事故防止を常に心がけるよう徹底した。</p> <p>今後も定期的に研修や注意喚起を行い、交通事故の再発防止に努める。</p>   |
| 社会教育総合センター | 平成24年1月19日から<br>平成24年1月20日まで<br>平成24年2月1日 | <p>注意事項①</p> <p>施設使用料等の納入について、納入期限内に納付されていないにもかかわらず、督促状を発行していないなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>納入期限を超えた納入義務者については、督促状を発行する。今後は適正な事務処理に努める。</p> <p>注意事項②</p> <p>清掃業務委託などの委託契約について、報告書の回覧決裁が行われていないほか、仕様書に定め</p>  |

|          |  |  |
|----------|--|--|
|          |  | <p>られた報告が行われていないなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況②<br/> 仕様書に定められた報告が行われていなかったものについては、委託先に対し報告書の提出を求めた。また、委託業者からの報告書については、逐次回覧し決裁する。<br/> 今後は適正な事務処理に努める。</p>  |
| 先哲史料館    | 平成23年12月14日から<br>平成23年12月15日まで<br>平成24年1月12日 | <p>注意事項<br/> 現金で領収した史料複写代等について、金融機関に払込済であるのに払込みをしていないと誤認して、釣銭資金から二重に払込み、後日、歳入払戻処理をしている事例が認められた。</p> <p>措置状況<br/> 今回の事例は、主に金融機関払込を担当している者が、期限前に払込を済ませていたが、勤務日のずれにより全く顔を合わせないまま出勤した経理統括者が、未振込と誤認してしまったことが原因であった。<br/> 入金した職員の出勤後の報告で二重払込とわかり、会計課の指導のもと、釣り銭資金への払戻処理を行った。<br/> 今後の方針として、諸帳簿及び現金の管理チェックの徹底はさることながら、入金の際には、その担当者と経理統括者の間で、電話を含め必ず連絡・確認を取り合うことを徹底させる。</p> |
| 高田高等学校   | 平成23年10月19日                                  | <p>注意事項<br/> 職員の住居手当について、支給額を誤っている事例が認められた。</p> <p>措置状況<br/> 職員本人に説明し、主管課とも協議のうえ返納処理を行った。今後はより細心の注意をもって事務処理に当たり、事務長をはじめとする複数の目による確認を徹底して、このようなことがないよう努める</p>   |
| 山香農業高等学校 | 平成23年11月30日<br>平成23年12月20日                   | <p>注意事項<br/> 生産製作品（子牛、成牛）の委託販売について、高等学校農業実習会計事務取扱要領に規定されている委託販売契約書を作成していない事例が認められた。</p>  |

|          |                            |   |
|----------|----------------------------|---|
|          |                            | <p>措置状況</p> <p>今後、委託販売契約書を交わすように改める。</p>  |
| 日出場谷高等学校 | 平成23年11月29日<br>平成23年12月20日 | <p>注意事項①</p> <p>扶養手当について、扶養親族の収入が基準額を超えていたため、また、住居手当については、支給額を誤っていたため、返納を要する事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>主管課と協議し、既に全額返納済みである。従前から職員への手当確認に対する周知を行ってきたが、さらに確認頻度を増やすとともに、職員への周知を徹底させたい。</p>                      |
|          |                            | <p>注意事項②</p> <p>校舎等に係る電気料契約について、現行の契約が最も経済的であるか契約業者に確認を行うよう、主管課等から指導があったにもかかわらず確認を行っておらず、確認の結果、現行の契約は電気料が割高となっていることが認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>業務用電力Aへの契約変更を既に実施した。これからは、電力使用量の推移を確認しながら、より低廉な料金設定の契約に努めたい。</p> |
| 別府青山高等学校 | 平成24年1月17日<br>平成24年2月1日    | <p>注意事項①</p> <p>非常勤講師の通勤費用弁償について、支払が著しく遅延し、過年度支出となっている事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>今後は、例月に支給すべき費用弁償や手当等も含め一覧表を作成し、精査した上で支給したい。また、事務長をはじめ他の事務職員ともさらに密に連携し、一覧表の回覧をして複数確認しながら、適正な事務処理に向けて慎重に対処する。</p>             |
|          |                            | <p>注意事項②</p> <p>全国高等学校体育ヨット競技生徒引率に係る特殊勤務手当の支給について、対象者のうち一部の者に係る手当が未支給となっている事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>平成24年2月の給与で追給した。今後は、支</p>  |

|           |            |   |
|-----------|------------|---|
|           |            | <p>給すべき特殊勤務手当の種別ごとの一覧表を作成し、綿密な確認作業を行う。一方で、支給対象業務を行った教職員に対しても、実績報告に基づいた給与明細であるか確認をするよう、事務長をはじめ給与担当者等から指導を行い、単純ミスを皆無にするよう対処する。</p>  |
| 大分上野丘高等学校 | 平成23年12月9日 | <p><b>注意事項</b><br/>通勤手当の支給について、通勤距離の認定を誤り、支給要件を満たさない職員に対して手当を支給している事例が認められた。</p> <p><b>措置状況</b><br/>徒歩による実測を行ったところ、片道2kmに満たなかったため、平成24年1月給与支給時に、平成23年4月の認定時までさかのぼり、通勤手当の返納を行った。<br/>今後の認定については、十分注意し、遺漏のないようにする。</p>  |
| 大分舞鶴高等学校  | 平成24年1月26日 | <p><b>注意事項①</b><br/>在学証明書等の発行において、大分県立学校事務決裁規程に基づく決裁がされていない事例が認められた。</p> <p><b>措置状況①</b><br/>大分県立学校事務決裁規程について再確認し、在学証明書発行簿の様式について、決裁権のある教頭の決裁を受けるものに変更した。今後は、関係条例等に基づいた適正な処理を行う。</p> <p><b>注意事項②</b><br/>公務旅行における自家用車使用について、免許証や車検証等の登録事項に変更が生じているにもかかわらず、登録変更を行うことなく使用を承認している事例が認められた。</p> <p><b>措置状況②</b><br/>登録変更を行っていない職員について、関係書類を徴収し整備した。該当職員に期限切れの期間がなかったことを確認した。<br/>今後は、職員に対して自家用車使用承認制度について周知し、変更が生じた場合に速やかに登録を行うことを徹底する。<br/>担当者においては、定期的に有効期限の確認を行い、今後かかる事態が生じないよう十分な注意を払う。</p> |



|          |            |   |
|----------|------------|---|
| 大分豊府高等学校 | 平成23年12月9日 | <p>注意事項</p> <p>県有備品である視聴覚教室の机・椅子の廃棄について、物品不用決定調書による決定を行うことなく処分しており、また、廃棄処分に係る費用については、団体徴収金会計（団体費）から支出している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>監査後、直ちに不用決定調書を作成し、事務職員には、今後、事務処理について法令規則に基づいた処理を行うよう徹底した。</p> <p>また、廃棄処理については、今後は団体費で処理せず、県費予算を要求して処理に当たる。</p>  |
| 大分工業高等学校 | 平成24年1月24日 | <p>注意事項</p> <p>平成22年度から雇用している非常勤講師の通勤費用弁償について、学校長による通勤の認定をしないまま、当該講師が教諭として在職した当時の通勤届をそのまま利用して通勤費用弁償を支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>監査による指摘後、主管課と協議し、通勤距離を計測した上で関係書類を整備した。</p> <p>今後は、条例等を遵守し適正な事務処理を行い、すべての職務について日々怠ることなく遂行していく。</p>  |
| 芸術緑丘高等学校 | 平成23年12月1日 | <p>注意事項①</p> <p>扶養手当の支給について、支給対象者である配偶者の収入が基準額を超えていたため返納を要する事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>監査後に返納処理を行った。</p> <p>今後は、収入額の確認を怠ることなく、返納を生じさせないように注意し、適正な事務処理を行う。</p> <hr/> <p>注意事項②</p> <p>タクシー借上料の支払について、契約書では使用済み乗車券を添えて請求することになっているが、過年度から乗車券を徴することなく借上料の支払を行っている事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>今後は、借上料の支払時には乗車券を徴するこ</p> |

|          |                            |   |
|----------|----------------------------|---|
|          |                            | とを怠ることなく、また、請求時には乗車券を添付するよう、業者にも指導を行った。   |
| 由布高等学校   | 平成23年11月18日<br>平成23年11月29日 | <p>注意事項</p> <p>学校評議員に係る報償費、旅費の返納通知書の発行について、公印使用承認手続を行わず、公印を使用している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>会計処理を行う場合のみならず、公印を使用する場合においては、関係書類や伝票と突合のうえ、公印使用承認手続きに落ち度のないよう心がける。</p>   |
| 臼杵商業高等学校 | 平成24年1月19日<br>平成24年1月26日   | <p>注意事項</p> <p>浄化槽管理委託契約において、契約書に委託料の支払時期や作業実施報告書の提出に関する規定がないほか、保守点検が契約書に規定された時期と違った時期に実施されているなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>契約条項を見直し、必要な規定を備えた契約書に改めるとともに、今後は契約書の規定通りに点検を実施するよう、契約書の確認を随時行い、適正な事務執行に努める。</p>  |
| 海洋科学高等学校 | 平成24年1月17日<br>平成24年1月31日   | <p>注意事項①</p> <p>公共料金の支払において、昨年度に引き続き資金前渡職員の預金口座が残高不足による振替不能となり延滞利息を支払っている事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>公共料金の私費負担分の振込について、担当職員への連絡が十分でなかったため、公費負担分と私費負担分を担当する職員間の連絡を密にする。</p> <p>全額公費負担の場合でも、請求書到着後、速やかに負担行為を行い、資金前途職員口座への入金手続きと、料金引落前の残高確認を行う。</p> <p>注意事項②</p> <p>スクールカウンセラー（非常勤職員）の報酬について、勤務時間を勤務記録簿ではなく、年間行事予定表を基に計算したため、過大支給となっているほか、勤務記録簿の記載が不適切なため、カウンセリングの状況やその効果が確認できないなどの事例が認められた。</p> |

|          |                            |   |
|----------|----------------------------|---|
|          |                            | <p>措置状況②</p> <p>過大支給については、平成24年1月に返納処理を行った。また、勤務時間については、勤務記録簿で確認することとし、勤務記録簿の記載については、カウンセリングの状況や効果を記載するよう指導した。</p>  |
| 津久見高等学校  | 平成24年1月18日<br>平成24年1月26日   | <p>注意事項</p> <p>スクールカウンセラー（非常勤職員）の報酬について、勤務時間に関し勤務記録簿に基づかず、一律に1日4時間として計算を行ったため過大支給となっている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>過大支給については、平成24年2月に返納処理を行った。今後は、勤務記録簿の確認や出勤簿に勤務時間数を記録してもらうなどで、勤務時間数のチェックを厳正に行う。</p>  |
| 佐伯鶴岡高等学校 | 平成23年11月11日<br>平成23年11月25日 | <p>注意事項</p> <p>現金徴収事務において、生産物売払収入として領収した現金の金融機関への払込みが遅延している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>会計規則の現金保管に係る規定の解釈誤りと、担当者の多忙時に他の業務を優先したことが原因であった。</p> <p>規則の解釈については、会計課に確認し出納員に周知した。また、多忙時などには、他の職員と協力して事務を行うよう体制を整備した。今後は会計規則の遵守を徹底する。</p>                  |
| 日田三隈高等学校 | 平成23年10月13日<br>平成23年10月20日 | <p>注意事項</p> <p>北海道から赴任した職員の赴任旅費（移転料）について、航空路による路程計算をしたために、支給額が過小となっている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>諸規定の確認を行った上で、鉄道経路の距離を計算根拠として移転料を再算出し、平成23年10月に追給処理を行った。</p> <p>今後とも、条例等の諸規定に基づく事務手続きを行うよう、十分注意を払って業務に当たるとともに、職員間の相互チェック等を機能させることにより再発防止に努める。</p> |

|            |                          |  |
|------------|--------------------------|--|
| 中津北高等学校    | 平成23年11月1日               | <p>注意事項</p> <p>臨時職員に係る社会保険料（個人負担分）について、改定前の厚生年金保険料率を適用したために過小算定となった個人負担分の社会保険料を当該職員の賃金から控除し、控除不足となった当該社会保険料については、別の臨時職員の賃金から控除しているなど適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>平成23年11月に、誤って控除した臨時職員への追給を行うとともに、控除不足の臨時職員から不足分を収納した。今後は、社会保険料について複数の職員により厳密に確認し、再発防止に努める。</p>                                   |
| 中津東高等学校    | 平成23年11月1日から平成23年11月2日まで | <p>注意事項</p> <p>平成22年度のキャリアサポーター（非常勤職員）に係る旅費について、旅行雑費を支給していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>主管課と協議のうえ、平成23年11月に追給を行った。</p> <p>支給事務を行った職員に対して、今回の誤りを説明し注意指導を行った。また、他の職員に対しても、自己判断で仕事をするのではなく、相談・確認を徹底するよう改めて注意し、今後は適正な事務処理に努めることとした。</p>   |
| 宇佐産業科学高等学校 | 平成23年10月26日              | <p>注意事項①</p> <p>子牛や花きなどの生産製作品の売却について、売却代金から市場等が控除する手数料等は県費で補填（繰替払）しなければならないが、当該調定が遅延している事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>今後は、大分県高等学校農業実習会計事務取扱要領に従い、農場担当者との連絡徹底と通帳記帳による確認を徹底して、迅速に処理するよう留意する。</p> <hr/> <p>注意事項②</p> <p>農協へ生産製作品（子牛）の販売を委託するに当たって、大分県高等学校農業実習会計事務取扱要領に規定されている委託販売契約書を作成していない事例が認められた。</p> |

|        |                           |   |
|--------|---------------------------|---|
|        |                           | <p>措置状況②</p> <p>今後は、大分県高等学校農業実習会計事務取扱要領に従い、契約書を作成し、農協が売却代金から控除する販売手数料等を明確にするよう留意する。</p>   |
| 豊学校    | 平成23年12月13日<br>平成24年1月18日 | <p>注意事項①</p> <p>赴任旅費の支給について、該当する職員全員に対して大幅に遅延している事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>当初、赴任旅費の計算方法で判断を迷う部分があり、確認を行わないまま後回しになり、処理が大幅に遅延した。計算方法等の疑問点が生じた際は、速やかに担当主管課や会計課等に照会し、根拠等の検証を行い、適切に処理を行いたい。</p> <p>また、各種支給時期や処理時期の点検表を作成し、共通認識を図り、担当者だけでなく職員相互で処理状況の確認を行いたい。</p>   |
|        |                           | <p>注意事項②</p> <p>材料品の受払について、会計規則に定める材料品出納簿等が作成されておらず、所属長や出納員の決裁が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>材料品出納簿を作成し、管理を行うよう措置した。今後は、要項等が出された際は、従来から同様な措置を行っていても、新たな様式や変更点がないかを、担当だけでなく事務室全体で確認し、適切に処理を行いたい。</p>  |
| 別府支援学校 | 平成24年1月13日<br>平成24年1月24日  | <p>注意事項</p> <p>切手の受払において、決裁権者の在・不在にかかわらず、常時、副校長の代決としている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>決裁権限を校長から副校長に委任する場合は、決裁権限の委任手続きが必要であるが、石垣原校では、手続きを行わずに副校長が代決していた。</p> <p>鶴見校は校長決裁としていること、また、平成24年度から本校・分校の事務職員の事務機能集中化による兼務発令が出されたことから、決裁権限は委任せず、校長に集中することとした。</p> <p>今後は、切手など有価証券の取扱に際しては、規則に沿った適切な事務処理を行うとともに、紛</p> |

|        |                            |  |
|--------|----------------------------|--|
|        |                            | 失などの事故が発生しないよう管理を徹底する。   |
| 大分支援学校 | 平成23年12月7日<br>平成23年12月21日  | <p>注意事項</p> <p>自動体外式除細動器（AED）の購入において、誤った債権者に支払をしている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>支払の翌日に誤りに気づき、直ちに業者に連絡し、返納手続き、債務負担行為の変更処理を行った。</p> <p>債務負担行為決裁時の確認業務の手順を再度確認するとともに、相互チェックを確実にし、今後このような間違いを起こさないよう十分注意し、正確な会計処理を心がける。</p>  |
| 日田支援学校 | 平成23年10月12日<br>平成23年10月25日 | <p>注意事項</p> <p>売却を目的として製作された物品について、製作数の一部しか生産製作品調書や生産製作品出納簿に記載していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>生産製作品の数をすべて確認し、生産製作品出納簿ほか関係諸帳簿を修正した。今後は、大分県特別支援学校実習会計取扱要領に基づき、正確に関係諸帳簿に記載するとともに、複数人で点検するなど、適正な事務処理に努める。</p>  |
| (警察本部) |                            |  |
| 大分東警察署 | 平成23年11月25日<br>平成23年12月21日 | <p>注意事項</p> <p>公用車の交通事故により損害の発生している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>所属課の朝礼を通じて、今回の交通事故の内容を説明し、湿潤した道路の運転方法、安全運転に対する心構え、警察職員が交通事故を起こしたことによる社会的反響等について指示を行った。</p> <p>事故当事者に対しては、所属課長が事故現場に同行のうえ、天候や路面状況を勘案した運転の指導を行った。</p> <p>全署員に対しては、日頃から朝礼や例会、小集団活動等を利用して、交通安全に対する指導教養を実施してきたが、さらに交通事故防止に対する具体的な指導・教養を行うほか、改正された警察車両運転技能検定制度に基づく運転に関する基礎知識及び緊急自動車に関する法令知識等の教養を行い、交通事故防止に努める。</p> |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| <p>宇佐警察署</p> | <p>平成23年10月27日</p>                         | <p>注意事項<br/>         公用車の交通事故により損害の発生している事例が認められた。</p> <p>措置状況<br/>         職員の交通事故防止については、機会あるごとに指示・教養を行うとともに、同乗しての安全運転教養訓練を行っている。本件事故の発生後は、下記の通り事故の反省教訓事項に関する指示・教養を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正された警察車両運転技能検定制度に基づく運転に関する基礎知識及び緊急自動車に関する法令知識等の教養</li> <li>・所属課長が事故当事者と面接しての個別指導</li> <li>・所属課長が事故当事者と同乗しての実戦指導</li> <li>・例会・朝礼時、副署長等による全署員を対象にした教養</li> <li>・本件を教訓とした小集団活動の実施</li> <li>・全署員に対して、運転上の注意事項等を記載した携帯カードの配付</li> </ul> <p>今後も継続して朝礼・例会・小集団活動等を活用した教養や、同乗指導による安全運転教養訓練を徹底するなど、交通事故防止に努める。</p> |
| <p>中津警察署</p> | <p>平成23年12月2日<br/>         平成23年12月15日</p> | <p>注意事項<br/>         公用車の交通事故により損害の発生している事例が認められた。</p> <p>措置状況<br/>         公用車の交通事故防止について、日頃から朝礼や例会、会議等をあらゆる機会を捉えて、署員に対する指導教養を実施しているが、事故発生を受けて、交通事故防止のさらなる徹底を図るための指導教養を実施した。</p> <p>また、改正された警察車両運転技能検定制度に基づく運転に関する基礎知識及び緊急自動車に関する法令知識等の教養を行った。</p> <p>今後も引き続き、運転時の基本事項の遵守等について、各種機会を捉えて繰り返し指導教養を実施し、署員の交通安全意識の高揚を図るほか、指導者による公用車の同乗指導をはじめとする各種対策を講じることにより、事故の再発防止に努める。</p>   |

